

死刑執行に対する会長声明

本年11月11日、福岡拘置所において、死刑確定者1名に対して死刑が執行された。本年8月3日に金田勝年法務大臣が就任してから初めての執行であり、第二次安倍内閣以降、10回目、17人目の死刑執行となった。極めて遺憾であり、当会は、この死刑執行に対して強く抗議する。

死刑は、人間の生命を奪う不可逆的な刑罰であり、誤判の場合には取り返しがつかない。現に日本では、4名の死刑確定者が再審において無罪であることが明らかとなっている。近年に至っても、2014年3月、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をしている。こうした事件は、刑事裁判における冤罪の危険性と死刑執行による取り返しのつかない人権侵害の恐ろしさを如実に示すものといえる。

確かに、犯罪により奪われた命は二度と戻ってこない。故意に人命を奪う犯罪は決して許されず、犯罪により親しい者を失った遺族が厳罰を望むことは自然な感情である。また犯罪被害者・遺族のための施策は未だ十分ではなく、犯罪被害者・遺族に対する支援を充実させていくことは弁護士会を含む社会全体の責務である。

他方で、生まれながらの犯罪者はおらず、多くは、家庭、経済、教育、地域等における様々な環境や差別が要因となって犯罪に至っている。刑罰は犯罪への応報にとどまらず、社会復帰の達成に資するものでなければならず、そうすることが再犯を防ぎ、社会全体の安全に寄与することになる。

このように人権を尊重する民主主義社会であろうとする我々の社会において、犯罪被害者・遺族に対する十分な支援を行うとともに、死刑制度を含む刑罰全体を見直す必要がある。このような観点から、日本弁護士連合会は、本年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを宣言した。

当会においても、これまで2013年11月には「『約束』名張毒ぶどう酒事件・死刑囚の生涯」の上映会、2014年10月にシンポジウム「冤罪事件から考える死刑制度」、本年7月には「死刑弁護人」の上

映会を企画し、多数の市民と共に死刑制度について考え、理解を深めてきた。

2014年には政府による死刑制度に関する世論調査が実施され、「死刑もやむを得ない」との回答が80.3%あったものの、そのうち40.5%が「将来的には死刑を廃止してもよい」と回答した。また全体の37.5%が仮釈放のない終身刑が導入されるならば「死刑を廃止する方がよい」と回答し、死刑制度の存置について、これまでよりも慎重な動向がうかがえる結果となった。この結果からも、死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革について、より一層丁寧に議論を深めていくべきであることがわかる。

こうした状況において、今、死刑を執行する必要があったのか、この度の死刑執行について熟考を尽くしたのか、改めて問われなければならない。

よって、当会は、今回の死刑執行に対し改めて強く抗議するとともに、直ちに死刑執行を停止した上で、死刑制度の廃止について全社会的議論を深め、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきことを求めるものである。

2016年（平成28年）12月9日

千葉県弁護士会

会 長 山 村 清 治